

決定 5/CP.7

条約4条8項と9項の実施（決定3/CP.3、および京都議定書2条3項と3条14項）¹

締約国会議は、

現在および将来の世代に対し気候システムを保護することを決意し、

その決定 11/CP.1、3/CP.3、1/CP.4、5/CP.4、12/CP.5を想起し、

さらに、ブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意を含めた決定5/CP.6も想起し、

条約4条8項に規定する開発途上締約国特有の必要性和懸念、さらに条約4条9項に規定する最低開発途上国特有の必要性和特殊な状況を認識し、

低地その他の小島嶼諸国、海拔の低い沿岸地帯や乾燥および準乾燥地帯または洪水や干ばつそして砂漠化の起こりがちである地域を有する国、さらに脆弱な山岳生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響に脆弱であることを認識し、

これら諸国、なかでも開発途上国でその経済が化石燃料の生産、利用、輸出に特に依存している国では、温室効果ガス排出制限のためにとられる行動の結果、特別の困難があることを認識し、

締約国は、人類の現在および将来の世代の利益のため、公平を基本に、また各締約国の共通するが差異のある責任およびそれぞれの能力に応じて、気候システムを保護すべきであり、そのため、先進国締約国は、気候変動とその悪影響との戦いを率先して行うべきであることを再確認し、

開発途上締約国、なかでも気候変動の悪影響に特に脆弱である国々、また締約国、特に開発途上締約国で、条約の下、不釣り合いなほどのあるいは非常に大きな負担を負わなければならない国について、特定の必要性和特殊な状況が全面的に考慮されるべきことを

訳者注 本文書を「Marrakesh Accords Advanced unedited version」から編集する際に一部のパラグラフが削除されたが、原文中で他パラグラフ参照先を言及する部分が、参照先のパラグラフが削除前そのまま、あるいは修正されているが誤った参照先になっている部分が残っている。このため、本暫定訳では「Marrakesh Accords Advanced unedited version」に基づき、該当箇所を正しいと思われる参照先パラグラフに修正し、原文の表記を右側に括弧書きで併記している。

¹ 文書名 FCCC/CP/2001/5/Add.1 に含まれる決定草案 13 項、17 項、18 項は、その内容が決定 6/CP.7、28/CP.7、29/CP.7 に、また文書名 FCCC/CP/2001/13/Add.4 の V.D.セクションに含まれる結論により、包含されることから、本決定の最終文書では省略されている。

再確認し、

気候変動への対応は、持続性のある経済開発と貧困の撲滅の達成という開発途上国の正当な優先的必要性を全面的に考慮しつつ、社会・経済発展への悪影響回避の観点から、後者と統合的な形で協調されるべきであることを確認し、

適応に関して、開発途上締約国、特に最低開発途上国に特有な必要性や懸念に対応するため、締約国が既に行っている努力を認め、

条約の6条(a)に則り、条約の附属書Iに含まれない締約国の政策立案者および一般大衆を、気候変動に関する条約とその効果について敏感にさせる必要性を認め、

決定12/CP.5に述べる2回のワークショップに関する2部の報告書²を考慮した上で、

これらのワークショップで強調された多くの持続的な不確実性、特に対応措置の影響に関するものに留意し、

開発途上締約国が、その約束をどれだけ効果的に実施するかは、先進国締約国による資金源と技術移転に係る約束の効果的な実施にかかっており、さらに開発途上締約国の第一のそして他の全てに優先するものが経済開発、社会の発展および貧困の撲滅であることを十分に考慮するものであると主張し、

対応措置実施の影響は、経済構造や、貿易と投資、与えられた自然資源、社会制度、法体制、人口増加率を含めた各国独自の状況により各国間で大きく異なることを認め、

最低開発途上国が、気候変動の悪影響にもっとも脆弱な国の中に入っており、特にその広範囲な貧困が適応能力を限定していると認識し、

最低開発途上国の人間的、社会構造基盤的、そして経済的な状況が、気候変動プロセスへの効果的参加におけるこれら諸国の能力を厳しく制限していることを認め、

最低開発途上国締約国の多くは、当面、国別報告書を作成し提出する能力を有しないことに留意し、

² FCCC/SB/2000/2

I. 気候変動の悪影響

1. 開発途上締約国が、その固有の状況に最適な特定の活動の遂行を可能にする、国家主体の手法の重要性を主張し、
2. 適応に関係する行動は、国別報告書そして/またはその他の関連情報を基にした評価・鑑定プロセスの後に行われ、そうすることで、悪い適応を防止し、適応行動が環境上健全なものでありまた持続可能な開発を支える実質的な便益をもたらすことを確実にすると、主張し、
3. 条約の附属書Iに含まれない締約国（非附属書I締約国）に対して、気候変動の悪影響から派生するそれぞれに特有の必要性や懸念についての情報を、その国別報告書そして/または関連情報源の中に入れて、提供しよう奨励し、
4. 条約附属書IIに含まれる締約国（附属書II締約国）にとり、気候変動の悪影響から派生する開発途上締約国特有の必要性や状況に合致する支援プログラムについて、（訳者注；附属書II締約国の）国別報告書の中に入れて、詳細な情報を提供する必要性を強調し、
5. 締約国に対し、気候変動の悪影響に関する自国の経験や、これら悪影響から派生する自国の必要性に対応する措置に関しての情報交換を奨励し、
6. 影響と適応戦略を評価する方法や手段についての情報を収集し、広める上での、事務局の継続的な作業の重要性を強調し、
7. 下記の活動の実施は、地球環境ファシリティー（決定6/CP.7に基づく）およびその他の二国間そして多国間の資金源を通して支援されるものと決定し、
 - (a) 情報と方法
 - (i) データの収集と情報のとりまとめ、そしてそれらの分析、解釈、最終利用者への普及を改善する、
 - (ii) 気候変動への配慮を持続可能な開発の計画の中に統合する、
 - (iii) 気候や水象気候の研究、地理情報システム、環境への影響評価、モデル研究、総合的な沿岸地帯管理、土壌と水の保全、土壌の回復といった、適応に関連する特定分野での訓練を提供する、

(iv) 国別、地域別の体系的な観測および監視ネットワーク（海面水位上昇、気候および水文監視所、火災の危険、土地の劣化、洪水、台風、干ばつ）の既存ネットワークを強化し、必要などころでは新設する、

(v) 気候変動関連の特定分野における研究、訓練、教育、科学的・技術的支援を、可能な限り情報技術を活用して、提供するため、各国、そして各地域でのセンターや機関の既存のものを強化し、必要などころでは新設する、

(vi) 気候の変動性や気候変動についての各国、各地域での研究プログラムで、地域レベルでの気候システムに関する知識向上と各国、各地域の科学能力構築を志向する、既存プログラムを強化し、必要などころでは新設する、

(vii) たとえばワークショップや情報普及により気候変動関連問題についての教育訓練、そして一般の啓発を支援する。

(b) 脆弱性と適応

(i) 脆弱性と適応の評価を可能にする活動を支援する、

(ii) 全ての関連部門を通して気候変動の影響、脆弱性、適応の統合的な評価に対する技術訓練と、気候変動関連の環境管理を強化する、

(iii) 適応を持続可能な開発プログラムに統合する能力を、組織能力を含めて、強化する、

(iv) 適応技術の移転を促進する、

(v) どうやって、適応の計画と評価を、実質利益を生むプロジェクトに実際上具現化するのか、そして非附属書1締約国からの国別報告書の中で、そして/またはその他の関連情報源から提供される情報を基に、また締約国会議がその決定11/CP.1で支持している計画アプローチを基に、国内政策と持続可能な開発計画に統合されるのか、を示す、パイロットプロジェクトまたは実証プロジェクトを作る、

(vi) 特に異常気象現象の起こりやすい地域での干ばつと洪水に備えて、非常時計画を含めた、気候変動関係の天災への防止策、計画、備えのため、

組織能力を含めたキャパシティビルディングを支援する、

(vii) 開発途上締約国、特に気候変動に最も脆弱な諸国を支援するため、総合的で学際的な形で、異常気象現象の早期警報システムの、既存のものを強化し、必要なところでは、新設する。

8. 下記の活動の実施は、特別気候変動基金（決定7/CP.7に基づく）、そして/または適応基金（決定10/CP.7に基づく）、その他の二国間や多国間の資金源を通して支援されるものと決定し、

(a) 特に、水資源管理、土地管理、農業、健康、社会構造基盤の開発、山岳生態系を含めた脆弱な生態系、総合的な沿岸地帯管理の分野での活動を保障するに十分な情報が利用可能な場所では、速やかに適応活動の実施を開始し、

(b) 気候変動で影響される疾病や媒介生物の監視と、関連する予報や早期警報システムを改善し、さらにこの意味で、疾病の抑制と予防を改善し、

(c) 特に異常気象現象の起こりやすい地域での干ばつと洪水のため、非常時計画を含めた、気候変動に関係する天災への防止策、計画、備え、管理のための、組織能力を含めたキャパシティビルディングを支援し、

(d) 可能な限り情報技術を駆使して、異常気象現象への速やかな対応のための国別、地域別センターおよび情報のネットワークで、既存のものを強化し、必要なところでは新設する。

9. [下記35項（37項）](#)と[36項（38項）](#)に記載するワークショップの結果を基に、気候変動の悪影響から派生する開発途上締約国特有の必要性和懸念に対応するため、保険関連の行動実施を、その第8回会議で検討すると決定し、

10. 科学的・技術的助言のための補助機関と実施のための補助機関に対し、その次回会議において、上記活動の進展状況を検討し、その上で締約国会議の第8回会合に提案を提起するよう求める。

II. 条約4条9項の実施

11. [下記15項から17項（19項）](#)に網羅する活動および次のものを含め、条約4条9項の

実施についての作業計画設置を決定し、

(a) 最低開発途上国締約国における条約および京都議定書の効果的な実施を可能にするため、国内気候変動事務局そして / または窓口の既存のものを強化し、必要なところでは、新設する、

(b) 気候変動プロセスへの効果的な参加のため、最低開発途上国からの交渉担当者の能力開発のため、必要な場合、交渉技術や言語の訓練を同時進行を基本に提供し、

(c) 国別適応行動プログラムの策定を支援する。

12. 最低開発途上国での作業プログラムを支援するため、締約国会議の指導の下で、資金メカニズムの運用を委託される団体により運用される、最低開発途上国基金を（決定7/CP.7に基づき）設立すると決定する。この作業プログラムには、特に国別適応行動プログラムの策定と実施が含まれることとする。

13. 附属書II締約国に対し、上記11項記載のプログラムへの資金を提供するよう、求め、

14. 附属書II締約国に対し、次の活動で最低開発途上国締約国を支援するよう求め、

(a) 気候変動問題の情報浸透を確保するための啓発プログラムの促進

(b) （決定4/CP.7に基づき）技術、特に適応技術、の開発ならびに移転

(c) 国別適応行動プログラム実施を支援するため、天候および気候の情報を収集、分析、説明、普及するための気象および水分子学サービス能力を強化する。

15. 最低開発途上国の脆弱性と適応の必要性に関する情報の簡素化された直接的な伝達ルートとして機能する国別適応行動プログラムの、最低開発途上国による策定に、支援が提供されると決定する。国別適応行動プログラムに含まれる情報は、当初の国別報告書作成への第一歩を構成する可能性がある。

16. 現在の会合において、地理的な均衡、そして上述の専門家諮問グループの委託事項の配慮を十分考慮した上で、最低開発途上国専門家グループの設立を、その委託事項を含めて検討すると決定し、

17. 現在の会合において、条約4条9項の実施状況を評価し、それについてのさらなる行動を検討すると決定する。

III. 対応措置実施の影響

18. 締約国は、条約の条項と合致する行動をとるべきであることを強調し、

19. 下記22項（25項）から29項（32項）に含まれる行動の実施は、地球環境ファシリテイ（決定6/CP.7に基づく）、特別な気候変動基金（決定7/CP.7に基づく）、その他の二国間および多国間資金源を通して支援されるものとする、決定し、

20. 非附属書I締約国に対し、その国別報告書そして/またはその他の関連報告書の中で、対応措置実施の影響から派生する特有の必要性和懸念について、情報を提供することを奨励し、

21. 附属書II締約国に対し、その国別報告書そして/またはその他の関連報告書の中で、対応措置実施の影響から派生する開発途上締約国に特有の必要性和懸念に対応するための、自国の既存のそして計画されている支援プログラムについて、詳細な情報を提供することを求め、

22. 附属書I締約国および非附属書I締約国に対し、投資が経済の多角化に寄与できる部門への投資に向けて、好ましい状況を作り上げるため協力することを奨励し、

23. 附属書II締約国に対して、開発途上国、特に対応措置実施の影響に最も脆弱な諸国において、これら影響に対処するプログラム実施のためのキャパシティビルディング上の必要性を満たすため、支援を行うよう要請し、

24. 締約国に対し、対応措置の影響に対処する適切な技術オプションで、各国の優先政策や固有資源と合致するものを検討するよう促し、

25. 締約国が化石燃料の非エネルギー利用での技術開発で協力することを奨励し、附属書II締約国に対して、この目的で開発途上締約国を支援するよう要請し、

26. 締約国が、温室効果ガス低排出の先端的化石燃料技術、そして/または化石燃料関係の技術で温室効果ガスを捕捉し貯蔵する技術の、開発、普及、移転に関して協力することを奨励し、附属書II締約国に対して、この努力について最低開発途上国とその他の非附

属書I締約国が参加しやすくすることを求めた。

27. 附属書II締約国に対して、化石燃料関係の上流および下流の活動での効率改善のため、これら活動の環境効率改善の必要性も考慮した上で、条約4条8項と9項に明記する開発途上締約国の能力強化に資金的技術的支援を提供するよう促し、

28. 附属書II締約国に対して、開発途上締約国への投資を促進し、これら諸国を支援しまた協力して、天然ガスを含めた温室効果ガス排出が少なく環境上健全な³現地のエネルギー資源の開発、生産、流通、運輸を、これら各締約国の状況に合わせて行うよう奨励し、

29. 附属書II締約国に対して、開発途上締約国において、太陽エネルギーや風力を含めた再生可能エネルギーの研究、さらには開発と利用への支援提供を促し、

30. その第8回会合において、[下記34項（37項）](#)と[35項（38項）](#)に記載するワークショップの結果を踏まえて、気候変動の悪影響から派生する開発途上締約国特有の必要性と懸念に対応するための保険関連の行動実施を検討すると、決定し、

31. 科学的・技術的助言のための補助機関と実施のための補助機関に対し、[上記22項（25項）](#)から[29項（32項）](#)に記載する行動への締約国の反応について、その次回会合で検討するよう求める。

IV. 条約4条8項と4条9項の下での問題に関係するさらなる多国間での作業

32. 事務局に対し、適応を含めた情報の交換と統合評価をやりやすくするため、地域ワークショップを企画するよう要請し、

33. 事務局に対し、気候変動の悪影響と個々の開発途上締約国で既に実施されている対応措置の影響を評価するモデル化活動の状況 - これにはどのようにしてこのような努力に開発途上国専門家の参加を促進するかを含める - に関してのワークショップを、締約国会議第8回会合の前に、企画し、このワークショップの結果を締約国会議の第8回会合で報告するよう要請する。このワークショップへの委託条件には、開発途上国での対応措置の悪影響を最小化する手法についての評価を含めるとする。

34. 事務局に対し、気候変動および異常気象現象の概念における保険と危険性の評価

³ 本決定を通して「環境上健全な」という言葉は、「環境上安全で健全な」を意味する。（資料：アジェンダ21、1章）

について、[下記35項（38項）](#)に述べるワークショップの直前、また締約国会議第8回会合の前に開催されるワークショップを企画し、またこのワークショップの結果を、締約国会議の第8回会合で報告するよう、*要請し*、

35. 事務局に対し、気候変動の悪影響から、また対応措置の実施の影響から、派生する開発途上締約国特有の必要性と懸念に対処する、保険関連の行動について、[上記34項（37項）](#)に述べるワークショップの直後、また締約国会議第8回会合の前に開催されるワークショップを企画し、このワークショップの結果を、締約国会議の第8回会合で報告するよう、*要請し*、

36. 事務局に対し、砂漠化防止条約など他の多国間環境条約や協約との調整と共同行動に関するワークショップを、締約国会議第9回会合の前に企画し、このワークショップの結果を、締約国会議の第9回会合で報告するよう、*要請し*、

37. 非附属書I締約国での経済多角化の日調整と選択肢について、また附属書II締約国によるこれらの必要性に対応する支援プログラムについてのワークショップを、締約国会議第9回会合の前に企画し、このワークショップの結果を、締約国会議の第9回会合で報告するよう、*要請する*。

第8回全体会合
2001年11月10日